

**各務原市学校建替基本方針策定業務委託  
公募型プロポーザル実施要領**

**1. 委託概要**

(1) 委託名称 各務原市学校建替基本方針策定業務委託

(2) 背景・目的

現在、各務原市には、特別支援学校を除くと小中学校が 25 校（小学校 17 校、中学校 8 校）あり、昭和 40 年代から 50 年代前半に建設された学校施設がほぼ 9 割を占める。古いものでは、60 年以上経過しており経年による老朽化対策が急務である。令和 3 年 3 月には、「各務原市学校教育系施設個別施設計画」を策定している。

他方では、全国的に少子化傾向が続く中において、本市の児童生徒数もピーク時の 6 割弱に減少している。令和 2 年 6 月策定の「各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画」において、当面の間は現在の学校数を維持する方針であるが、将来的には地域によっては教育環境への様々な課題が生じることも推測される状況である。

また、脱炭素社会への対応、ICT を活用した教育の推進等新しい時代に即した学習環境、バリアフリー化などへの対応も求められる時代となり、今後の人口減少期においては、財政面へも大きく影響すると考えられるため建物のライフサイクルコストも重要となる。

これらの事から、今後の長期間に渡る学校施設の建替え等をスムーズに進めるため各学校に共通する課題の整理と考え方を「各務原市学校建替基本方針」として策定するため、業務委託の公募型プロポーザルを実施する。委託内容の詳細については、別紙仕様書を参照すること。

(3) 履行期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 28 日（金）

(4) 事業費の上限額 15,510 千円（消費税及び地方消費税込み）

(5) 支払い方法 業務完了時の一括払い

令和 4 年度 契約金額の 0%相当の額

令和 5 年度 契約金額の 0%相当の額

令和 6 年度 契約金額の 100%相当の額

**2. 参加資格**

(1) 参加資格要件

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ① 単体企業であること。（ただし、契約締結後に参加者が他の企業を協力事務所として特定分野を担当させることを妨げるものではないが、あらかじめ市の承認を得なければならない。）
- ② 各務原市競争入札参加資格を有していること。
- ③ 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成 14 年 9 月 30 日決裁）による指名停止を受けていないこと。

- ④ 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦ R C C M資格制度の専門技術部門「都市計画及び地方計画」の有資格者又は技術士制度の建設部門「都市及び地方計画」の有資格者を自社の正規社員として雇用していること。

(2) 参加に関する制限

- ① 同一の参加者からの提案は1点のみとする。
- ② 協力事務所は、他の参加者の協力事務所となることはできない。
- ③ 参加者（協力事務所を含む）が、次の各項目に該当する場合は、参加することはできない。

ア 評価委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者

(注)「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

イ 評価委員会の委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者が在職している企業

ウ 評価委員会の委員が大学に所属する場合において、その委員の研究室に現に所属する者が在職する企業

### 3. 提案書の評価基準及び選定方法

(1) 評価基準

別紙評価基準表の評価基準による。

(2) 評価委員会

下記の7名の委員で構成される。

(五十音順)

氏名	所属
大矢 貢	各務原市企画総務部長
奥村 美樹恵	各務原市立那加第二小学校長
加藤 壽志	各務原市教育長

佐藤 幹彦	各務原市立蘇原中学校長
鈴木 賢一	名古屋市立大学大学院教授
服部 吉彦	中部学院大学教授
福島 茂	名城大学教授

(3) 選定方法

評価委員会の委員が、評価基準の項目ごとに点数を付し、各委員の点数の合計点が最も高い参加者を受注者の候補として選定する。ただし、満点の6割を最低水準点とし、これに満たない場合は受注者の候補としない。なお、最も高い参加者が複数ある場合は、その中から委員長が決定する。

(4) 選定結果

選定結果については、書面にて全参加者に通知する。

#### 4. 提案内容

次の各項目について提案を求める。なお、詳細は、別紙評価基準表の評価基準を参照のこと。

- (1) 業務実施計画
- (2) 業務実施体制（配置予定の技術職員が有する資格や経験等を含む）
- (3) 業務内容に対する提案
- (4) 市民との共働体制

#### 5. 提出書類

- (1) 公募型プロポーザル方式参加表明書（様式1）
- (2) 提案書 様式は任意とするが、A4縦長片面4ページ（A3可。その場合、横長片面2ページ）までの横書き左綴じとする。なお、記載順は「4. 提案内容」の項目順とし、表紙および目次は頁数に含まないものとする。
- (3) 見積書及び内訳書
- (4) 「2. (1) 参加資格要件 ⑦」の資格等の各種資格を証明する書面の写し及び社員証の写しなど
- (5) その他PR資料（同種業務の実績が分かる資料など）

※ (1) は1部、(2)～(5) は9部を、「6. 日程」で示す期限までに事務局宛に提出すること。

#### 6. 日程

内容	日時	備考
実施要領等配布	令和4年7月5日（火）	各務原市公式ウェブサイトにて公開
実施要領等に関する	令和4年7月20日（水）13時	メールのみ受付

質問書の提出期限		
質問書に対する回答	令和4年7月27日(水)ごろ	7.を参照 左記日程までに、すべての質問への回答を一括して各務原市公式ウェブサイトにて公開
参加意思表明書の提出期限	令和4年8月4日(木)13時	持参もしくは郵送(必着)
提案書・見積書及び内訳書・その他PR資料の提出期限	令和4年8月24日(水)13時	持参もしくは郵送(必着)
プレゼンテーションの実施と評価委員会による評価	令和4年8月31日(水)	8.を参照 詳細は、後日参加者へメールにて通知
参加者への結果通知	令和4年9月第4週(予定)	
受注者の候補との仕様内容協議	令和4年9月第4週(予定)	
契約締結	令和4年9月第5週(予定)	9.を参照

## 7. 質問書

本要領の内容に関する質問は、質問書(様式2)に記載したものを電子メールに添付し「6. 日程」に示す期限までに事務局宛に送付すること。

## 8. プレゼンテーション

- (1) 開催日時： 令和4年8月31日(水) 時間未定
- (2) 会場： 産業文化センター4階 4-2会議室(各務原市那加桜町2丁目186番地)
- (3) 時間： 1参加者につき30分以内(発表20分以内+質疑10分以内)
- (4) 出席人数： 1参加者につき3名まで(PCオペレーターを含む)
- (5) 留意事項： プレゼンテーションは、提出した提案書等に基づき行うこと。当日の追加資料の配布は認めない。なお、プレゼンテーションの実施にあたり、プロジェクターやスクリーンなど、市の所有する備品の使用を希望する場合は、参加意思表明時にその旨を申し出ること。

## 9. 契約事項

- (1) 契約については、受注者の候補と別紙仕様書及び提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に定める随意契約において契約を締結する。ただし、契約金額は、「1. 委託概要(4)」に示す額を超えることはない。

- (2) 「10. 資格喪失」に該当する場合等により受注者の候補との契約締結が不可能となった場合は、次点の参加者を受注者の候補とし協議を行うことがある。
- (3) 契約の履行に関しては、各務原市契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。

#### **10. 資格喪失**

- (1) 「2. 参加資格」を満たさないことが判明したとき。
- (2) 提案書その他提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 「9. 契約事項(1)」で行う協議が整わなかったとき。

#### **11. その他**

- (1) 本プロポーザルにかかる費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルは、「1. 委託概要(1)」の契約における受注者の候補の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては、必ずしも提案内容に沿うものとならないことがある。
- (3) 提出された書類について、各務原市情報公開条例に基づく情報公開請求があったときは、原則として公開する。ただし、同条例第6条第1項各号に規定する非公開事由に該当する部分があると市が認めたときは、該当部分を非公開とすることがある。
- (4) 受注者の候補以外の参加者の提案書等は、原則として当該参加者に返却するものとする。
- (5) 本要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

#### **12. 本案件の事務局**

各務原市教育委員会事務局学校施設課 担当：仲村・中嶋

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地 産業文化センター7階

TEL : 058-383-1814 (学校施設課直通)

FAX : 058-389-0218 (産業文化センター7階共通)

Email : gakkoshisetsu@city.kakamigahara.gifu.jp

※ メール件名は「【基本方針プロポ】(○○○(事業者名))」とすること